



【留意点】

- 保護者引き渡しについては、兄弟姉妹関係を配慮し、学府（中学校区）ごとに引き渡し体制の確認をする。また、保護者への事前周知を徹底し、学校・園の対応を明確にする。
- 登下校時の避難（場所、方法等）について、各家庭でもしっかりと協議し、確認をするよう保護者に依頼する。
- 自宅待機や休校措置をとった場合、その後の登校や学校再開に関する家庭への連絡は、「いわたホッとライン」を利用する。なお、休校措置を登校前に決定したときは、学校から速やかに教育総務課に報告する。
- 電話やメール等が使用できない場合の連絡方法について、職員間はもちろんのこと、保護者とも確認しておく。
- 情報によっては、教育委員会の判断により対応を指示する場合がある。

【児童クラブについて】

- 地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された時、および震度5弱以上の地震が発生した時、児童クラブは開所しない。

《用語について》

- 避 難 所…指定避難所（学校や交流センターなどの公共施設－市内44か所）
- 避難場所…自治会等で決めている一時的な避難場所